

令和3年1月7日

緊急事態宣言発出を踏まえたGo To 商店街事業の取扱いについて

Go To 商店街事業については、令和2年12月11日（金）に行われた第18回新型コロナウイルス感染症対策分科会において、「命と暮らしを守るためには、社会を構成する一人ひとりが年末年始を静かに過ごすことが求められます。」との提言がなされたことを受け、年末年始において最大限の新型コロナウイルス感染症対策を講じるための特別な措置として、本事業について、令和2年12月28日（月）から令和3年1月11日（月）までの期間、外出による感染リスクを最小限にするため、集客を伴う商店街イベント等を全国一斉に一時停止することとしております。

今般、令和3年1月8日（金）から令和3年2月7日（日）の間、国より1都3県を対象とした緊急事態宣言が発出されました。緊急事態宣言の発出は、全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある状況と判断されたものであり、これにより同都県のみならず全国の市町村レベルで対策本部が設置されることとなります。

緊急事態宣言の発出を踏まえ、令和3年1月12日（火）から令和3年2月7日（日）までの期間についても継続して、本事業における集客を伴う商店街イベント等を全国一斉に一時停止することとします。

また、本事業の応募受付は令和2年12月24日（木）をもって終了しておりますが、現在審査中の案件について、その審査を一時停止することと致します。詳細につきましては、事務局より対象となる各事業者（商店街等）あてに改めてお知らせ致します。

緊急事態宣言終了後の対応につきましては、その時点での感染状況等を踏まえ、改めて判断し、お知らせ致します。

<補足>

- ・ オンラインイベント、プロモーションや商材開発等の集客を伴う商店街イベント等以外の事業については、引き続き実施が可能です。
- ・ 停止にあたり、既に発生した費用がある場合、事務局より事業者に対して当該代金を支払うこととし、また、事業者より事業実施時期等の事業計画の変更希望があった場合は、柔軟に対応することとしております。詳細につきましては、事務局より対象となる各事業者あてに改めてお知らせ致します。
- ・ 事業実施期間について令和3年2月14日（日）を期限としておりますが、その期限の延長含め、緊急事態宣言を踏まえた感染状況を見つつ、中小企業庁と協議を進めてまいります。
- ・ 令和2年度第3次補正予算案にGo To 商店街事業の継続（30億円）が盛り込まれております。詳細につきましては、後日、中小企業庁から公表される予定です。